

本会議の傍聴

町議会本会議（議場で開かれる会議）は公開しています。簡単な受付をしていただくだけで、どなたでも傍聴できます。

傍聴席の定員は30人です。開議時刻の30分前から先着順に受付します。

〔傍聴までの流れ〕

1. 傍聴受付

- ・役場庁舎2階議会事務局入口で住所・氏名を記入していただきます。傍聴券の交付を受けてください。

2. 議場へ

- ・受付が済みましたら、受付奥の階段から3階へお上がりください。
- ・傍聴席は自由席となっておりますので、好きな席に座って傍聴してください。

〔傍聴する際の注意事項〕

- 1 議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 2 私語を発生し、又は騒ぎ立てる等の行為をしないこと。
- 3 示威的行為をしないこと。
- 4 飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 6 携帯電話機その他電子機器は、消音措置を講ずること。
- 7 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

※議長の許可を得ていない場合は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をすることはできません。

※傍聴を禁止されたとき又は会議の散会後は速やかに退場してください。

※議長は、議場の都合により傍聴人を制限する場合があります。

※傍聴人は、すべて議長又は係員の指示に従ってください。

